

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成24年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第81号

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第1節 基本方針（第5条）

第2節 設備及び運営に関する基準（第6条－第44条）

第3節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条－第49条）

第3章 療養介護

第1節 基本方針（第50条）

第2節 設備及び運営に関する基準（第51条－第78条）

第4章 生活介護

第1節 基本方針（第79条）

第2節 設備及び運営に関する基準（第80条－第95条）

第3節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条－第98条）

第5章 短期入所

第1節 基本方針（第99条）

第2節 設備及び運営に関する基準（第100条－第110条）

第3節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条）

第6章 重度障害者等包括支援

第1節 基本方針（第113条）

第2節 設備及び運営に関する基準（第114条－第123条）

第7章 共同生活介護

第1節 基本方針（第124条）

第2節 設備及び運営に関する基準（第125条－第141条）

第8章 自立訓練（機能訓練）

第1節 基本方針（第142条）

第2節 設備及び運営に関する基準（第143条－第149条）

第3節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第150条・第151条）

第9章 自立訓練（生活訓練）

第1節 基本方針（第152条）

第2節 設備及び運営に関する基準（第153条－第159条）

第3節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条・第161条）

第10章 就労移行支援

第1節 基本方針（第162条）

第2節 設備及び運営に関する基準（第163条－第172条）

第11章 就労継続支援A型

第1節 基本方針（第173条）

第2節 設備及び運営に関する基準（第174条－第185条）

第12章 就労継続支援B型

第1節 基本方針（第186条）

第2節 設備及び運営に関する基準（第187条－第190条）

第3節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第191条－第194条）

第13章 共同生活援助

第1節 基本方針（第195条）

第2節 設備及び運営に関する基準（第196条－第201条）

第14章 多機能型に関する特例（第202条・第203条）

第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第204条・第205条）

第16章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第206条－第210条）

第17章 補則（第211条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第3項第1号並びに第43条第1項及び第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の要件並びに指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。
- (2) 支給決定 法第19条第1項に規定する支給決定をいう。
- (3) 支給決定障害者等 法第5条第22項に規定する支給決定障害者等をいう。
- (4) 支給量 法第22条第7項に規定する支給量をいう。
- (5) 受給者証 法第22条第8項に規定する受給者証をいう。
- (6) 支給決定の有効期間 法第23条に規定する支給決定の有効期間をいう。
- (7) 指定障害福祉サービス事業者 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。
- (8) 指定障害福祉サービス 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。
- (9) 指定障害福祉サービス等 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。
- (10) 指定障害福祉サービス事業者等 法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。
- (11) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第29条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。
- (12) 法定代理受領 法第29条第4項の規定に基づき支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費若しくは訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第70条第2項において準用する法第58条第5項の規定に基づき支給決定障害者（支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。）が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第42条の2の規定により読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療をいう。以下同じ。）に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者を支払われることをいう。
- (13) 基準該当障害福祉サービス 法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。
- (14) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額

及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。

(15) 多機能型 第79条に規定する指定生活介護の事業、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第162条に規定する指定就労移行支援の事業、第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第79号）第5条に規定する指定児童発達支援の事業、同条例第56条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、同条例第66条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び同条例第73条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（指定障害福祉サービス事業者の要件）

第3条 法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第4条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章及び第7章から第13章までに規定する事業を行う者に限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第1節 基本方針

第5条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の

提供、移動の援護、排せつ、食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

4 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

(指定居宅介護事業所に置くべき従業者及びその員数)

第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」という。）に規定するところによる。

(管理者)

第7条 指定居宅介護事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

(準用)

第8条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

(設備、備品等)

第9条 指定居宅介護事業所には、指定居宅介護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 前項の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った者（以下この章において「利用申込者」という。）に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第32条に規定する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者の指定障害福祉サービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定により書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第11条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量（

以下この章において「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下この章において「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。

3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前3項の規定は、受給者証記載事項の変更について準用する。

(提供拒否の禁止)

第12条 指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第13条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第14条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域(指定障害福祉サービスの提供を行う事業所が通常時に当該指定障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、他の適当な指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第15条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、当該指定居宅介護の提供を求めた者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(介護給付費の支給の申請に係る援助)

第16条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第17条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第18条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第19条 指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回の訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第20条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供したときは、当該指定居宅介護の提供の日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第21条 指定居宅介護事業者が、指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させる場合であって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるときに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、当該支給決定障害者等の同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第22条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅介護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

4 指定居宅介護事業者は、前3項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、第3項に規定する費用に係る指定障害福祉サービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第23条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第24条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、第22条第2項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護の基本取扱方針)

第25条 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第26条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

2 前項各号に掲げるもののほか、指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、規則で定める。

(居宅介護計画の作成)

第27条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を記載した書面を交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する居宅介護計画の変更について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第28条 指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第29条 従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者等に関する市町村への通知)

第30条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の職務)

第31条 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者がこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第27条に規定する職務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(運営規程)

第32条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(介護等の総合的な提供)

第33条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第34条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供することができるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第35条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第36条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、第32条に規定する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者の指定障害福祉サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第37条 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第38条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽の又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第39条 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はこれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はこれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第40条 指定居宅介護事業者は、提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第10条第1項の規定に基づく市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第11条第2項の規定に基づく知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第48条第1項の規定に基づく知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護事業者は、知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、前3項の改善の内容を知事、当該市町村又は当該市町村長に報告しなければならない。
- 7 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第41条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、省令に規定する措置等を講じなければならない。

(会計の区分)

第42条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第43条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第44条 第10条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第44条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1項第1号中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する次条第1項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条第1項において準用する第27条」と、第33条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と、第36条中「第32条」とあるのは「第44条第1項において準用する第32条」と読み替えるものとする。

- 2 第10条から第32条まで及び第34条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条第2項において準

用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第44条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1項第1号中「次条第1項」とあるのは「第44条第2項において準用する次条第1項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条第2項において準用する第27条」と、第36条中「第32条」とあるのは「第44条第2項において準用する第32条」と読み替えるものとする。

第3節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当居宅介護事業所に置くべき従業者の員数)

第45条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は、省令に規定するところによる。

(管理者)

第46条 基準該当居宅介護事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

(設備、備品等)

第47条 基準該当居宅介護事業所には、基準該当居宅介護の事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第48条 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、この限りでない。

2 基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る次条第1項において準用する第27条第1項の居宅介護計画の実施状況等を踏まえ、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従事者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営に関する基準)

第49条 第5条第1項及び前節（第6条から第9条まで、第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1項第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第1項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第1項において準用する第27条」と、第36条中「第32条」とあるのは「第49条第1項において準用する第32条」と読み替えるものとする。

2 第5条第2項から第4項まで、前節（第6条から第9条まで、第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。）及び第45条か

ら前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1項第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第36条中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第48条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」と読み替えるものとする。

第3章 療養介護

第1節 基本方針

第50条 療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「法施行規則」という。）第2条の2に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

（指定療養介護事業所に置くべき従業者及びその員数等）

第51条 指定療養介護の事業を行う者（以下「指定療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定療養介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数等は、省令に規定するところによる。

（管理者）

第52条 指定療養介護事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

（設備の基準）

第53条 指定療養介護事業所は、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない。

2 前項の設備は、専ら指定療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。）に係る指定障害児入所施設（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第80号）第54条に定める基準を満たすことをもって、前2項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

（受給者証記載事項の報告等）

第54条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者の入所又は退所に際しては、当該支給決定障害者の入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を当該支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

3 前2項の規定は、受給者証記載事項の変更について準用する。

（サービスの提供の記録）

第55条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供したときは、当該指定療養介護の提供の日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定療養介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第56条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3 指定療養介護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

（1）日用品費

（2）前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定療養介護事業者は、前3項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定療養介護事業者は、第3項に規定する費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該指定障害福祉サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

第57条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。

。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第58条 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、第56条第2項に規定する法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しなければならない。

(指定療養介護の取扱方針)

第59条 指定療養介護事業者は、次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(療養介護計画の作成等)

第60条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者（指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）に指定療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントを行うに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該療養介護計画の原案に指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携に関する事項を含めるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項の療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

- 6 サービス管理責任者は、第4項の療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を記載した書面を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、当該療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、規則で定めるところにより当該療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて当該療養介護計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の職務）

第61条 サービス管理責任者は、前条に規定する職務のほか、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 指定療養介護の利用の申込みを行った者（以下この章において「利用申込者」という。）の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める職務

（相談及び援助）

第62条 指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（機能訓練）

第63条 指定療養介護事業者は、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第64条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 指定療養介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 5 指定療養介護事業者は、利用者に対し、利用者の負担により、当該利用者に対して指定療養介護事業を提供する事業所の従業者以外の者による看護及び介

護を受けさせてはならない。

(その他のサービスの提供)

第65条 指定療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーションを行うよう努めなければならない。

2 指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第66条 従業者は、現に指定療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第67条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の職務)

第68条 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第69条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(勤務体制の確保等)

第70条 指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護を提供することができるよう、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定療養介護事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第71条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第72条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第73条 指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止し、並びに食中毒の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第74条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、第69条に規定する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者の指定障害福祉サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第75条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、当該身体的拘束等が行われた利用者の当該身体的拘束等が行われたときの心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(地域との連携等)

第76条 指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等を行う団体との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備)

第77条 指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第78条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第37条、第38条第1項及び第39条から第41条までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第69条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第56条第1項」と読み替えるものとする。

第4章 生活介護

第1節 基本方針

第79条 生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法施行規則第2条の4に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

（指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数等）

第80条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数等は、省令に規定するところによる。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第81条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（準用）

第82条 第52条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。

（設備の基準）

第83条 指定生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

（1） 訓練・作業室

（2） 相談室

（3） 洗面所

（4） 便所

（5） 多目的室その他運営に必要な設備

2 前項第2号の相談室及び同項第5号の多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

3 第1項各号に掲げる設備は、専ら指定生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 前3項に定めるもののほか、指定生活介護事業所の設備の基準は、規則で定める。

(利用者負担額等の受領)

第84条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定生活介護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 創作的活動に係る材料費

(2) 前号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもので、規則で定めるもの

4 指定生活介護事業者は、前3項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定生活介護事業者は、第3項に規定する費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該指定障害福祉サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

(介護)

第85条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 指定生活介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

5 指定生活介護事業者は、常時1人以上の従業者を介護に従事させなければならない。

6 指定生活介護事業者は、利用者に対し、利用者の負担により、指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(生産活動)

第86条 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防じん設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払)

第87条 指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、省令に規定する額を工賃として支払わなければならない。

(食事の提供)

第88条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、食事の提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(健康管理)

第89条 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第90条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(運営規程)

第91条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(衛生管理等)

第92条 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止し、並びに食中毒の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第93条 指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(揭示)

第94条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、第91条に規定する規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の指定生活介護の利用の申込みを行う者の指定障害福祉サービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(準用)

第95条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで及び第75条から第77条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第84条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第84条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第95条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第95条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第3節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当生活介護の基準)

第96条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第74号）第100条に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（同条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を提供するものであること。

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当生活介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については、適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に

規定する登録者をいう。)の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。)第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者の数の合計数の上限をいう。)を25人以下とすること。

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める要件
(準用)

第98条 第84条第2項から第5項までの規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。

第5章 短期入所

第1節 基本方針

第99条 短期入所に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定短期入所」という。)の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

(指定短期入所事業所に置くべき従業者の員数)

第100条 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所(以下この章において「指定短期入所事業所」という。)として当該施設と一体的に運営を行う事業所(以下この章において「併設事業所」という。)を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、省令に規定するところによる。

2 法第5条第8項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この章において「空床利用型事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、省令に規定するところによる。

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所(以下この章において「単独型事業所」という。)に置くべき生活支援員の員数は、省令に規定するところによる。

(準用)

第101条 第7条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

(設備、備品等)

第102条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第5条第8項に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。

2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第5条第8項に規定する施設(以下この章において「併設本体施設」という。)の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備(居室を除く。)を指定短期

入所の事業の用に供することができるものとする。

3 空床利用型事業所にあつては、施設として必要とされる設備を有することで足りるものとする。

4 単独型事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 浴室
- (4) 洗面所
- (5) 便所その他運営上必要な設備

5 前項第1号の居室の基準は、次のとおりとする。

- (1) 一の居室の定員は、4人以下とすること。
- (2) 地階に設けてはならないこと。
- (3) 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き8平方メートル以上とすること。
- (4) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- (5) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

6 前2項に定めるもののほか、単独型事業所の設備の基準は、規則で定める。

(指定短期入所の開始及び終了)

第103条 指定短期入所の事業を行う者（以下この章において「指定短期入所事業者」という。）は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

2 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用することができるよう必要な援助に努めなければならない。

(入退所の記録の記載等)

第104条 指定短期入所事業者は、利用者の入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項を、支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第105条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定短期入所事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受けることができる。
 - (1) 日用品費
 - (2) 前号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもので、規則で定めるもの
- 4 指定短期入所事業者は、前3項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。
- 5 指定短期入所事業者は、第3項に規定する費用に係る指定障害福祉サービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(指定短期入所の取扱方針)

第106条 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

- 2 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、指定障害福祉サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービスの提供)

第107条 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、利用者に対し、支給決定障害者等の負担により、当該利用者に対し指定短期入所を提供する事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。
- 4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行わなければならない。
- 5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好^とを考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しなければならない。

(運営規程)

第108条 指定短期入所事業者は、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(定員の遵守)

第109条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める利用者の数

(準用)

第110条 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第37条から第43条まで、第62条、第68条、第70条、第72条、第75条、第76条、第89条及び第92条から第94条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第108条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第105条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第105条第2項」と、第94条中「前条」とあるのは「第110条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第3節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第111条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第5項に規定する宿泊サービスをいう。）を提供するものであること。

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準

(準用)

第112条 第105条第2項から第5項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。

第6章 重度障害者等包括支援

第1節 基本方針

第113条 重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定重度障害者等包括支援」という。）の事業は、常時介護を要する利用者であつて、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

(指定重度障害者等包括支援事業所に置くべき従業者の員数等)

第114条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支

援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業者を除く。第117条において同じ。）又は法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者が指定重度障害者等包括支援事業を行う事業所（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）ごとに、サービス提供責任者を1人以上置かなければならない。

3 前項のサービス提供責任者に関する基準は、省令に規定するところによる。

（人員に関する規定の準用）

第115条 第7条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

（設備に関する規定の準用）

第116条 第9条第1項の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

（実施主体）

第117条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者又は法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設を運営する者でなければならない。

（事業所の体制）

第118条 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時対応することができる体制を有していなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を有していなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有していなければならない。

（障害福祉サービスの提供に係る基準）

第119条 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を自ら提供し、又は第三者に委託することにより提供する場合にあつては、当該障害福祉サービスを提供する事業所又は委託を受けて当該障害福祉サービスを提供する事業所は、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第83号）又は障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第86号）に定める基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。）の提供をさせてはならない。

3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活介護に限る。）を自ら提供し、又は第三者に委託することにより提供する場合にあつては、当該障害福祉サービスを提供する事業所又は委託を受けて当該障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に定める基準を満たさなければならない。

（指定重度障害者等包括支援の取扱方針）

第120条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第1項に規定するサービス利用計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス利用計画の作成)

第121条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この章において「サービス利用計画」という。）を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、サービス担当者会議（サービス提供責任者がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に記載された障害福祉サービスの担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。）の開催、担当者に対する照会等により担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

3 サービス提供責任者は、サービス利用計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該サービス利用計画を記載した書面を交付しなければならない。

4 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成後においても、当該サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス利用計画の変更を行うものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、前項に規定するサービス利用計画の変更について準用する。

(運営規程)

第122条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(準用)

第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、第35条から第43条まで及び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第123条において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第123条において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。

第7章 共同生活介護

第1節 基本方針

第124条 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活介護」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は

社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて第127条第1項に規定する共同生活住居において入浴、排せつ、食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

(指定共同生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数)

第125条 指定共同生活介護の事業を行う者（以下「指定共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活介護事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 世話人
- (2) 生活支援員
- (3) サービス管理責任者

2 前項各号に掲げる従業員の員数等は、省令に規定するところによる。

(管理者)

第126条 指定共同生活介護事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

(設備の基準)

第127条 指定共同生活介護に係る共同生活のための住居（以下「共同生活住居」という。）は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入居により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活介護事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は、4人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居の入居定員は、2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは、30人）以下とすることができる。

5 共同生活住居は、1以上のユニット（少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）を有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

6 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

7 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、居室の基準は、次のとおりとする。

- (1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。
- (2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

(入退居)

第128条 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院を要する者を除く。）に提供するものとする。

2 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護の利用の申込みを行った者（以下この節において「利用申込者」という。）の入居に際しては、利用申込者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

（入退居の記録の記載等）

第129条 指定共同生活介護事業者は、利用者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第130条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活介護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

（1）食材料費

（2）前号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもので、規則で定めるもの

4 指定共同生活介護事業者は、前3項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、第3項に規定する費用に係る指定障害福祉サービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該指定障害福祉サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

第131条 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が同一の月に当該指定共同生活介護事

業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（指定共同生活介護の取扱方針）

第132条 指定共同生活介護事業者は、第141条において読み替えて準用する第60条第1項に規定する共同生活介護計画（以下「共同生活介護計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活介護の提供を行う場合には、共同生活介護計画に基づき、当該者が継続した指定共同生活介護の利用に円滑に移行することができるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活介護事業者は、その提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（サービス管理責任者の職務）

第133条 サービス管理責任者は、第141条において読み替えて準用する第60条に規定する職務のほか、次に掲げる職務を行うものとする。

（1）利用申込者の利用に際し、当該利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

（2）前号に掲げるもののほか、規則で定める職務

（介護及び家事等）

第134条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、利用者の負担により、当該利用者に対し指定共同生活介護を提供する事業所の従業者以外の者による介護又は

家事等を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第135条 指定共同生活介護事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、当該利用者に代わって当該手続等を行わなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第136条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(勤務体制の確保等)

第137条 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活介護を提供することができるよう、指定共同生活介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を営むことができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、当該指定共同生活介護事業所の従業者によって指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

4 指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(支援体制の確保)

第138条 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第139条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第140条 指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(準用)

第141条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条及び第94条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第136条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第130条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第130条第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第140条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

第8章 自立訓練（機能訓練）

第1節 基本方針

第142条 自立訓練（機能訓練）（法施行規則第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法施行規則第6条の7第1号に規定する者に対して、法施行規則第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

(指定自立訓練（機能訓練）事業所に置くべき従業者及びその員数)

第143条 指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、省令に規定するところによる。

(人員に関する規定の準用)

第144条 第52条及び第81条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

(設備に関する規定の準用)

第145条 第83条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

(利用者負担額等の受領)

第146条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を提供したときは、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）を提供したときは、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち次

に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 日用品費

(2) 前号に掲げるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもので、規則で定めるもの

4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前3項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第3項に規定する費用に係る指定障害福祉サービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該指定障害福祉サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

(訓練)

第147条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。

4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、利用者の負担により、指定自立訓練（機能訓練）を提供する事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(地域生活への移行のための支援)

第148条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第163条に規定する指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定の期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

(準用)

第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで及び第88条から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第149条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と

と、第94条中「第91条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第3節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第150条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第206条に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準

(準用)

第151条 第146条第2項から第5項までの規定は、基準該当自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第9章 自立訓練(生活訓練)

第1節 基本方針

第152条 自立訓練(生活訓練)(法施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(生活訓練)」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法施行規則第6条の7第2号に規定する者に対して、法施行規則第6条の6第2号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

(指定自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第153条 指定自立訓練(生活訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数等は、省令に規定するところによる。

(準用)

第154条 第52条及び第81条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

(設備)

第155条 指定自立訓練(生活訓練)事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 訓練・作業室

(2) 相談室

- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 多目的室その他運営に必要な設備

2 指定宿泊型自立訓練（指定自立訓練（生活訓練）のうち、法施行規則第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下同じ。）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、前項各号に掲げる設備のほか、居室及び浴室を設けるものとし、居室の基準は、次のとおりとする。ただし、指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、同項第1号に掲げる設備を設けないことができる。

- (1) 一の居室の定員は、1人とする。
- (2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

3 第1項第2号の相談室及び同項第5号の多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

4 第1項各号に掲げる設備及び第2項に規定する設備は、専ら指定自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 前各項に規定するもののほか、指定自立訓練（生活訓練）事業所の設備の基準は、規則で定める。

（サービスの提供の記録）

第156条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）を提供したときは、当該指定自立訓練（生活訓練）の提供の日、内容その他必要な事項を、指定自立訓練（生活訓練）の提供の都度記録しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供したときは、当該指定宿泊型自立訓練の提供の日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前2項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定自立訓練（生活訓練）を提供したことについて確認を受けなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第157条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を提供したときは、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（生活訓練）を提供したときは、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

- (1) 日用品費

(2) 前号に掲げるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもので、規則で定めるもの

4 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、第1項及び第2項に規定する支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 日用品費

(2) 前号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもので、規則で定めるもの

5 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前各項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第3項及び第4項に規定する費用に係る指定障害福祉サービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該指定障害福祉サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

（記録の整備）

第158条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する規則で定める記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第159条 第10条から第19条まで、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第88条から第94条まで、第131条、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第23条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第94条中「第91条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第131条第1項中「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と読み替えるものとする。

第3節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当自立訓練(生活訓練)の基準)

第160条 自立訓練(生活訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第206条に規定する特定基準該当自立訓練(生活訓練)を除く。以下この節において「基準該当自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。

(2) 前号に定めるもののほか、規則で定める基準

(準用)

第161条 第146条第2項から第5項までの規定は、基準該当自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

第10章 就労移行支援

第1節 基本方針

第162条 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労移行支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法施行規則第6条の9に規定する者に対して、法施行規則第6条の8に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

(指定就労移行支援事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第163条 指定就労移行支援の事業を行う者(以下「指定就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労移行支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数等は、省令に規定するところによる。

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数等)

第164条 前条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所(以下この章において「認定指定就労移行支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数等は、省令に規定するところによる。

(準用)

第165条 第52条及び第81条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、認定指定就労移行支援事業所については、第81条の規定は、適用しない。

(認定指定就労移行支援事業所の設備)

第166条 次条において準用する第83条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所の設備の基準は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする

。

(準用)

第167条 第83条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。

(実習の実施)

第168条 指定就労移行支援事業者は、利用者が第172条において読み替えて準用する第60条第1項の就労移行支援計画に基づいて実習することができるよう、実習の受入れ先を確保しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入れ先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター（以下「障害者就業・生活支援センター」という。）、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第169条 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第170条 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)

第171条 指定就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、知事に報告しなければならない。

(準用)

第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第86条から第94条まで、第131条、第146条及び第147条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と、第23条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第94条中「第91条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第131条第1項中「支給決定障害者（入居前の体験的

な指定共同生活介護を受けている者を除く。)が」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。)が」と読み替えるものとする。

第11章 就労継続支援A型

第1節 基本方針

第173条 法施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援A型」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら法施行規則第6条の10第1号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

(指定就労継続支援A型事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第174条 指定就労継続支援A型の事業を行う者(以下「指定就労継続支援A型事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労継続支援A型事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数等は、省令に規定するところによる。

(準用)

第175条 第52条及び第81条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。

(設備)

第176条 指定就労継続支援A型事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 訓練・作業室
- (2) 相談室
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 多目的室その他運営上必要な設備

2 前項第1号の訓練・作業室は、指定就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

3 第1項第2号の相談室及び同項第5号の多目的室その他運営上必要な設備については、利用者への支援に支障がない場合は、兼用することができる。

4 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 前各項に定めるもののほか、指定就労継続支援A型事業所の設備の基準は、規則で定める。

(実施主体)

第177条 指定就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は、専ら社会福祉事業を行う者でなければな

らない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社以外の者でなければならない。

(雇用契約の締結等)

第178条 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定就労継続支援A型事業者（多機能型により第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）は、法施行規則第6条の10第2号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型を提供することができる。

(就労)

第179条 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

(賃金及び工賃)

第180条 指定就労継続支援A型事業者は、第178条第1項の規定により雇用契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者に対して、省令に規定する額の工賃を支払わなければならない。

3 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

(実習の実施)

第181条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第185条において読み替えて準用する第60条第1項の就労継続支援A型計画に基づいて実習することができるよう、実習の受入れ先の確保に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入れ先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第182条 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第183条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

第184条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、規則で定める数を超えて雇用してはならない。

(準用)

第185条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第171条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第185条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第185条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と、第94条中「第91条」とあるのは「第185条において準用する第91条」と、「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第12章 就労継続支援B型

第1節 基本方針

第186条 法施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法施行規則第6条の10第2号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

(人員に関する規定の準用)

第187条 第52条、第81条及び第174条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

(設備に関する規定の準用)

第188条 第176条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

(工賃の支払等)

第189条 指定就労継続支援B型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援B型事業者」という。）は、利用者に対して、省令に規定する額の工賃を支払わなければならない。

- 2 指定就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 3 指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた1月当たりの工賃の平均額を利用者に通知するとともに、知事に報告しなければならない。

(準用)

第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第190条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第190条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第94条中「第91条」とあるのは「第190条において準用する第91条」と、「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第3節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(実施主体等)

第191条 就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当就労継続支援B型を除く。以下「基準該当就労継続支援B型」という。）の事業を行う者（以下「基準該当就労継続支援B型事業者」という。）は、社会福祉法第2条第2項第7号に掲げる授産施設又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第4号に掲げる授産施設を経営する者でなければならない。

- 2 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型の事業を行う事業所（以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。）ごとに、救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第70号。以下この条において「救護施設等基準条例」という。）第29条に規定する職員のうちから1人以上の者をサービス管理責任者としなければならない。
- 3 基準該当就労継続支援B型事業所は、救護施設等基準条例に規定する授産施設として必要とされる設備を有しなければならない。

(運営規程)

第192条 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(工賃の支払)

第193条 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者に対し、省令に規定する額の工賃を支払わなければならない。

- 2 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

。

(準用)

第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第75条から第77条まで、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条(第1項を除く。)、第147条、第181条から第183条まで及び第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第94条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第13章 共同生活援助

第1節 基本方針

第195条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

(指定共同生活援助事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第196条 指定共同生活援助の事業を行う者(以下「指定共同生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定共同生活援助事業所」という。)には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1) 世話人

(2) サービス管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の員数等は、省令に規定するところによる。

(人員に関する規定の準用)

第197条 第126条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

(設備に関する規定の準用)

第198条 第127条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

(家事等)

第199条 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、利用者の負担により、当該利用者に対して指定共同生活援助を提供する事業所の従業者以外の者による家事等を受けさせてはならない。

(勤務体制の確保等)

第200条 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供することができるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を営むことができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第201条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第128条から第133条まで、第135条、第136条及び第138条から第140条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条において準用する第136条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条において準用する第130条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条において準用する第130条第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第94条中「第91条」とあるのは「第201条において準用する第136条」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条において準用する第140条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第132条第1項及び第133条中「第141条」とあるのは「第201条」と、第135条第1項中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」と読み替えるものとする。

第14章 多機能型に関する特例

(多機能型事業所における従業者の員数等に関する特例)

第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）、指定医療型児童発達支援事業所（同条例第57条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業所（同条例第67条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。次項において同じ。）（以下「多機能型事業所」という。）における従業者の員数等に関する特例は、省令に規定するところによる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。次条において同じ。）におけるサービス管理責任者の員数等に関する特例は、省令に規定するところによる。

（設備の特例）

第203条 多機能型事業所については、指定障害福祉サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例

（一体型指定共同生活介護事業所等における従業者の員数に関する特例）

第204条 指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活介護の事業等」という。）を一体的に行う指定共同生活介護事業所（以下「一体型指定共同生活介護事業所」という。）及び指定共同生活援助事業所（以下「一体型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき世話人及びサービス管理責任者の員数に関する特例は、省令に規定するところによる。

（設備及び定員の遵守に関する特例）

第205条 一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所においては、これらの事業所の利用者の数の合計及びその入居定員の合計をこれらの事業所の利用者の数及び入居定員とみなして第127条（第198条において準用する場合を含む。）及び第139条（第201条において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

第16章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

（離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準）

第206条 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものであって、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当生活介護」という。）、自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練（法施行規則第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練をいう。）を除く。）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当就労継続支援B型」という。）（以下「特定基準該当障害福祉サービス」という。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。）が当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関して満たすべき基準は、次条から第210条までに定めるところによる。

（特定基準該当障害福祉サービス事業所に置くべき従業者及びその員数等）

第207条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数等は、省令に規定するところによる。

(管理者)

第208条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させることができるものとする。

(利用定員)

第209条 特定基準該当障害福祉サービス事業所の利用定員は、10人以上とする。

(準用)

第210条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第61条まで、第68条、第70条から第72条まで、第77条、第83条、第91条及び第94条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第210条第1項において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項、第210条第3項及び第5項において準用する第146条第2項及び第3項並びに第210条第4項において準用する第157条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項及び第3項、第210条第3項及び第5項において準用する第146条第2項並びに第210条第4項において準用する第157条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第210条第1項において準用する前条」と、第94条中「第91条」とあるのは「第210条第1項において準用する第91条」と、「前条」とあるのは「第210条第2項から第5項までにおいて準用する前条」と読み替えるものとする。

2 第62条、第75条、第76条、第79条、第84条（第1項を除く。）、第85条（第5項を除く。）、第86条から第90条まで、第92条及び第93条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第79条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第84条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第85条第6項及び第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

3 第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、第142条、第146条（第1項を除く。）、第147条（第3項を除く。）及び第148条第2項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、

第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第142条中「自立訓練（機能訓練）（法施行規則第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第146条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第147条第1項、第2項及び第4項中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス」と読み替えるものとする。

4 第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、第147条（第3項を除く。）、第148条第2項、第152条及び第157条（第1項及び第4項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第147条第1項、第2項及び第4項中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス」と、第152条中「自立訓練（生活訓練）（法施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第157条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

5 第62条、第75条、第76条、第86条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、第146条（第1項を除く。）、第147条（第3項を除く。）、第181条から第183条まで、第186条及び第189条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第146条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第147条第1項、第2項及び第4項中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第210条第1項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第186条中「法施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

第17章 補則

第211条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(地域移行型ホームの特例)
- 2 平成24年3月31日までに入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等を行う者として知事が認めた者で、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において現に指定共同生活介護の事業等を行っているものについては、第127条第1項(第198条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該共同生活介護の事業等を行う事業所において指定共同生活介護の事業等を行う場合に限り、施行日以後においても指定共同生活介護の事業等を行うことができる。
- 3 前項の規定に基づき指定共同生活介護の事業等を行う事業所(以下「地域移行型ホーム」という。)における指定共同生活介護の事業等について第127条第2項から第7項まで(第198条において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、第127条第2項中「4人以上」とあるのは、「4人以上30人以下」とする。
(地域移行型ホームにおける指定共同生活介護等の提供期間)
- 4 地域移行型ホームにおいて指定共同生活介護の事業等を行う者(以下「地域移行型ホーム事業者」という。)は、利用者に対し、原則として、2年を超えて指定共同生活介護等を提供してはならない。
(地域移行型ホームにおける指定共同生活介護等の取扱方針)
- 5 地域移行型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行型ホーム以外の指定共同生活介護事業所若しくは指定共同生活援助事業所(以下「住宅等」という。)において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前項に定める期間内に住宅等に移行することができるよう、適切な支援を行わなければならない。
(地域移行型ホームにおける共同生活介護計画の作成等)
- 6 地域移行型ホームにおける指定共同生活介護の事業等について第141条又は第201条において読み替えて準用する第60条の規定を適用する場合においては、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第4項に定める期間内に附則第5項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。
(地域移行型ホームに係る協議の場の設置)
- 7 地域移行型ホーム事業者は、指定共同生活介護等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会(以下「地域移行推進協議会」という。)を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
(平成18年10月1日において入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助事業を行っていた者に関する特例)
- 8 指定共同生活援助事業者(平成18年10月1日において入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行っていた者に限る。)は、第127条第1項(第198条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における従業者の員数に関する特例)

9 指定共同生活援助事業者は、平成18年10月1日以前から指定共同生活援助の事業を行っている事業所のうち、次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めたものにおいて、指定共同生活介護の事業を行う場合に限り、平成27年3月31日までの間、当該事業所（以下「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」という。）には、第125条第1項第2号に掲げる生活支援員及び同項第3号に掲げるサービス管理責任者を置かないことができる。

(1) 平成18年10月1日において居宅介護の支給決定を受けていた利用者が、同日以後も引き続き入居していること。

(2) 生活支援員を置くことが困難であること。

(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における運営に関する特例)

10 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における指定共同生活介護の事業については、第141条において読み替えて準用する第60条及び第134条第3項の規定は、適用しない。

11 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の管理者は、第141条において準用する第68条に規定する職務のほか、第133条各号に掲げる職務を行うものとする。

(経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所に関する特例)

12 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所において指定共同生活介護の事業等を一体的に行う指定共同生活援助事業所（以下「経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所」という。）については、平成27年3月31日までの間、第196条第1項第2号に掲げるサービス管理責任者を置かないことができる。

13 経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所における指定共同生活援助の事業については、第201条において読み替えて準用する第60条の規定は、適用しない。

14 経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所の管理者は、第201条において準用する第68条に規定する職務のほか、第201条において読み替えて準用する第133条各号に掲げる職務を行うものとする。

(準用)

15 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所のうち指定共同生活介護の事業等を一体的に行うもの及び経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所における指定共同生活介護の事業等については、第15章の規定を準用する。

(平成18年4月1日以前から指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例)

16 指定共同生活援助事業者は、平成18年4月1日以前から存する指定共同生活援助事業所で、施行日においても指定共同生活介護の事業等を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（平成18年4月1日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第127条第6項及び第7項（これらの規定を第198条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労

働省令第58号。以下「旧指定基準」という。) 第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。

(指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

17 第134条第3項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第40号)第2条第4号に規定する区分4、同条第5号に規定する区分5又は同条第6号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

18 第134条第3項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条第4号に規定する区分4、同条第5号に規定する区分5又は同条第6号に規定する区分6に該当する者が、共同生活住居内において当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

(1) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。

(2) 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること。

19 前2項の場合における生活支援員の員数については、省令附則第18条の2第3項に規定するところによる。

(平成18年10月1日以前から存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例)

20 平成18年10月1日以前から存する法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第30条の2に規定する身体障害者福祉ホーム(以下「身体障害者福祉ホーム」という。)、法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。)第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。)、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の8に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者通勤寮」という。)若しくは旧知的障害者福祉法第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム(以下「知的障害者福祉ホーム」という。)又は旧精神保健福祉法第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム(以下「精神障害者福祉ホーム」という。)(これらの施設のうち、平成18年10月1日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以降に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)において行われる指定共同生活介護の事業等について、第127条(第198条において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、当分の間、第127条第6項中「2人以上10人以下」とあるのは「2人以上30人以下」とする。

21 第127条第7項第2号の規定は、身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム及び精神障害者福祉ホーム(障害者自立支援法施行令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものに限る。)については、当分の間、適用しない。

(平成18年10月1日以前から指定宿泊型自立訓練の事業を行っている事業所に係る設備の特例)

22 精神障害者生活訓練施設において行われる指定自立訓練（生活訓練）の事業について、第155条第2項の規定を適用する場合においては、同項第1号中「1人」とあるのは精神障害者生活訓練施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。）附則第3条の適用を受けるものを除く。）については「2人以下」と、精神障害者生活訓練施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものに限る。）については「4人以下」と、同項第2号中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者1人当たりの床面積は」と、「7.43平方メートル」とあるのは「4.4平方メートル」とする。